

(様式第 1 号)

令和 5 年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	令和 5 年 7 月 1 9 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分
場 所	芦屋市霊園管理棟 1 階 会議室
出 席 者	定雪委員長・青木委員・花木委員・守上委員・天井委員・法兼委員・大上委員
事 務 局	市民生活部環境・経済室環境課 長良課長・谷川主査・野田
会 議 の 公 開	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分公開
傍 聴 者 数	なし (委員・事務局以外の参加者)

1 報告事項

- (1) 令和 4 年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果
- (2) 令和 4 年度 芦屋市霊園合葬式墓地使用者募集結果

2 議題

《諮問事項》

- (1) 1 2 m²未満の墓地について (案)

《募集日程について》

- (1) 1 2 m²未満の墓地の申込みから使用許可までの手続きの流れ

3 その他

4 提出資料

委員会資料

5 審議経過

〈事務局：長良〉

定刻になりましたので、只今より、令和 5 年度芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、議事までの進行を務めさせていただきます市民生活部環境・経済室環境課長の長良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【配布資料の確認】

【委員紹介】

〈事務局：長良〉

それでは、会議次第の「3 報告事項」につきまして進行をよろしくお願いいたします。

〈定雪委員長〉

まずは、報告事項に入ります前に、事務局から委員の出席状況、会議の公開、会議録の公開についての説明をお願いいたします。

〈事務局：長良〉

委員の出席状況といたしましては、本日、委員8名のうち7名の方にご出席いただいております、過半数を超えておりますので、会議は成立いたしております。

会議の公開につきましては、本市の情報公開条例第19条で、一定の状況の場合で、出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。本日の議題につきましては、特別に非公開とする個人情報等ございませんので、特にご意見等ございませんようでしたら、公開するものと考えております。

会議録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に公文書の公開義務が規定されております。非公開情報が記録されている場合を除いて、公開をしなければならないとしております。会議の公開と同様で、会議録につきましても、特にご意見等ございませんようでしたら、公開するものと考えております。なお、公開する会議録には、ご発言いただきました委員の方のお名前を含むことになっておりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

〈定雪委員長〉

それでは、会議の公開と議事録の公開につきまして、事務局の説明のとおり取り扱いさせていただくということでよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (異議なし)

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか。

〈事務局：長良〉

傍聴希望の方はおられません。

〈定雪委員長〉

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、初めに次第の「3 報告事項」でございます。令和4年度の一般墓地と合葬式墓地の使用者募集結果について、事務局から報告をお願いいたします。

〈事務局：谷川〉

【令和4年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果報告】

【令和4年度 芦屋市霊園合葬式墓地使用者募集結果報告】

〈定雪委員長〉

ありがとうございました。以上説明が終わりましたが、報告事項につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

〈委員一同〉 (質疑なし)

〈定雪委員長〉

それでは、次第に従いまして、「4 議題」に移りたいと思います。

事務局から《諮問事項》12㎡未満の墓地について及びその墓地の《募集日程》について一括して説明を受けたいと思います。その前に今回の諮問事項について、審議の期限について確認をしたいと思いますが、事務局では答申をいつまでにとお考えでしょうか。

〈事務局：長良〉

例年、9月1日から募集を開始しておりまして、広報あしやの9月号に掲載を予定しております。その広報原稿の締切りが7月25日になっておりますことから、もし附帯事項等が無いようでしたら、本日付けでご答申いただけると幸いです。

〈定雪委員長〉

では、それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思います。本日の委員会では、令和5年度の芦屋市霊園一般墓地の12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等について審議いたします。では、事務局より諮問事項について説明をお願いします。

〈事務局：谷川〉

12㎡未満の墓地について（案）を諮問させていただきます。

内容につきましては、本日お配りした「令和5年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 諮問事項 概要版」沿って説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

【諮問事項概要版の説明】

次にスケジュールについて、説明いたします。資料の7ページ「募集日程について」をご覧ください。募集案内の配布は、令和5年9月1日からを予定しております。同時に、9月号広報あしやに掲載し、市HPでも公開する予定です。

【資料7ページ、募集日程についての説明】

〈定雪委員長〉

事務局から、令和5年度の芦屋市霊園一般墓地の12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等についての諮問（案）として説明がありました。

ここからは、委員の皆様からのご質問、ご意見をいただき、審議を進めたいと思います。

〈守上委員〉

前の（報告事項の）募集結果で93人応募されて、追加募集では9人しかいなくて、後の方はどうされているのでしょうか。

〈事務局：谷川〉

落選された方が追加募集で手を挙げた方もいますが、来年度応募しますという方もいらっしゃいました。

〈守上委員〉

空いているところで調整しますということはないのですね。1回受付けて、抽選してダメだったらダメになりますか。

〈事務局：長良〉

ダメではないです。来ていただければ良いのですが、追加募集のときに思ったとおりの墓地区画が無ければ、いくら空いていても申込はされないようです。広さであるのか、場所であるのか。人気の出る区画は何人も応募がありますが、残っている区画が広すぎて値段も含めて応募されないことも見受けられます。また、追加募集は受付最初で抽選になり、落ちられた方もおりました。翌年後に同じような広さが出るのを待ちますという方もいらっしゃいます。

〈守上委員〉

また違う所で出てくる可能性があるということですか。

〈事務局：長良〉

可能性はあります。

〈法兼委員〉

今、1番多いのは何㎡ぐらいでしょうか。やはり小さい区画にたくさんの応募がありますか。

〈事務局：谷川〉

昨年度一番小さな区画が1.35㎡でしたが、20倍以上の応募がありました。

〈法兼委員〉

12㎡以上は常時募集されていて、なかなか応募がないようなので、そこを再区割りして、小さくしてはどうでしょうか。大きな区画は使用料が高く、その使用料は3年以内何もしなければ（使用料の）7割は返ってくるけど、それ以外は戻ってこない。12㎡で1,800万円になるが、還ってこない。そこで皆さん、躊躇されているのかと思います。今、墓じまいが言われている時代に、それを買って、次に子や孫が引継いでくれずに墓じまいとなったときに、その金額が返ってこないとなれば、躊躇される方もおられると思います。小さな区画にして、たくさんの方にご利用いただくのはどうでしょうか。

〈事務局：谷川〉

昨年度は横長の墓地を3つに割って募集をかけたところがあります。やはり小さな区画に応募が集まる傾向はありますので、今後も小さな区画は募集を募りたいと思います。ただ、元々大きな墓地を区割りしてしまうと、周りとのバランスが取りにくくなります。そのことで市としても、躊躇しているところもあります。

〈事務局：長良〉

12㎡の区画に対してお参りする園路は1本しかありませんので、細長い区画の面積を小さくすれば良いというものではなく、やはり園路に対しての区画、お墓参りがしやすい形でないと難しいものがございます。先ほど担当者が申し上げたように、横長で、そこに対して園路があるのであれば、3分割することも可能です。そこは分割に適するとして、今後もいろいろ考えていきたいと思っています。単純に区画を等分割すれば良いものではなく、なかなか難しい状況です。

〈法兼委員〉

ある程度四角のものであれば、4分割にして田の字に真ん中に通路を設ければ、小さな区画になり、希望する方もおられるのかなと思います。せっかくたくさんご応募いただいても抽選に漏れる方がおられるので、何か救済する方法があれば良いと思います。

〈事務局：長良〉

今後の動向など見させていただいて、12㎡の区画の空きが多ければ、もう少し園路のあり方を見直すことも可能かと思いますので、動向を見ながら進めさせていただきたいと思います。

〈天井委員〉

お墓を造ると、形を変えるのが難しいというのがあります。墓石の下には骨壺を入れるところがありますので、簡単に小さくというわけにはいかないと思うのです。空いているところを再貸付して、埋めていく形にしなければならない。非常に矛盾しますが、ただ貸付ければいいという姿勢ではない。今後墓じまいが出てきた場合は、バランスがだんだん取りにくくなるのではないかと思います。たくさん墓石が並んだ墓地が、無くなっていくと、墓石も飛び飛びになり寂しい。いっぱい並んでいる墓地の雰囲気を保つため、こういった努力をなさっているのでしょうか。

〈事務局：長良〉

返還される墓地は更地にして返していただきます。なかなか返還する意思を示されても、一定数ですが更地にしてくれない方がいらっしゃいます。そういった方にも、やはりねばり強く返還のお話をさせていただいております。今回の9月1日募集に際しても、寸法を測ったり、本当に更地になっているか確認したり、全体的なバランスはどうかということも含めて、日々見回りはしてもらっています。そういったところで、適正に、少し追いついていない部分もありますが、返還されて更地になったところを次の募集にかけさせていただくなど努力しております。もっと先を踏まえて整理ができれば良いのですが、すべての空墓地を埋めるのはすぐには難しいかもしれません。

〈天井委員〉

現在返還された方で合葬式墓地への墓じまいのデータはまだ出ていないのですか。

〈事務局：谷川〉

数のデータを持ち合わせてはおりませんが、結構な数の方がいらっしゃいます。墓地返還も合葬式墓地ができるまでは、そんなに進んでなかったのですが、令和3年度に合葬式墓地ができてから、急激に増えました。墓地返還の方は合葬式墓地への改葬という形で申し込まれている方が多い状況です。

〈天井委員〉

その返還された墓地を再度募集かけるとして、今後墓地の募集区画数も増えるかもしれませんね。

〈事務局：谷川〉

そうですね。増える傾向にあります。

〈事務局：長良〉

昨年度の改葬の許可件数は237件です。ほとんどの方が合葬式墓地に行かれているということで、一定数いらっしゃいます。

〈花井委員〉

230件改葬があったということは、区画が230区画空いたという事ですか。

〈事務局：谷川〉

そういう事ではないのですが、1つの墓に5体6体納骨されている方がいらっしゃいますので、区画数と同数ではないです。

〈花井委員〉

広い区画のお話があったのですが、広い区画も年にある程度数は使用者がおられるのでしょうか。使用者が全くおられない、何十年と残っているところはあるのでしょうか。

〈事務局：谷川〉

何十年と売れ残っている区画のデータは持ち合わせていないのですが、やはり大きすぎる墓地はなかなか買い手が出てこないです。相談に来られたこともありません。なかなか売れないかと思いますが、先の法兼委員のお話のように、残っているから細分化するかと言っても、周りとのバランスがありますので、単純にはそれも難しいと考えております。

〈定雪委員長〉

ちなみに、その残っている広い区画は何㎡くらいでしょうか。

〈事務局：谷川〉

52㎡です。

〈天井委員〉

霊園ができた当初、芝生を植えている大きなところで、お墓という感じがしなくて広場というところでしたが、そこは未だに使っていらっしゃるのでしょうか。

〈定雪委員長〉

1番最初の芝生墓地ですね。

〈事務局：谷川〉

今も芝生墓地として使っております。

〈法兼委員〉

あまり大きかったら売れないのですか。

〈事務局：谷川〉

マンションが買えてしまうくらいの値段になります。

〈天井委員〉

初めなかなかイメージが湧かなかったのですが、マンション販売の時のように、部屋ごとに競争が激しくなったり、簡単に売れてしまったりと、場所と値段によって影響するマンションの売り方と同じなのですね。

〈定雪委員長〉

この霊園ではかなり地形的な問題があります。かなり急なところがありますので、小さくて、やはり入口から近いことが求められると思いますが、どうでしょう。

〈事務局：谷川〉

委員長のおっしゃるとおりです。

〈天井委員〉

その場所に対する競争率が高くなるということですね。

〈事務局：谷川〉

競争率が高くなる場所は、見晴らしがよいところ、区画の大きさイコール値段が希望に合うところ、アクセスのよいところが挙げられます。

〈法兼委員〉

駐車場からお墓まで行くのに、場所によってはかなり階段上がったり、急坂上がったりなどありますね。

〈天井委員〉

PRなど、みなさんに貸付けるためにアピールすることもあるのでしょうか。

〈事務局：谷川〉

やはり公共のものとしては難しいです。

〈大上委員〉

合葬式墓地を時代の要請に伴って整備したことによって、墓じまいによる合葬式墓地への改葬が進むだろうということも、予想どおりになってきています。それ以外にも、やはり安全対策や、お参りする方もお年を召していくということで、なんとかお車で園内を回っていただけるように、一方通行の整備をしたり、側溝に蓋をして少しでも道を広げたりと安全対策を行いました。管理棟だけでなく、東屋やトイレもきれいにすることも行っています。これまでもホームページに写真を掲載したこともありますが、芦屋市霊園がきれいに安全になっていることを知っていただくような工夫・努力の余地はあります。お墓は入口から遠いけれども、お車で園内を一周すると、道は少し広くなって通りやすく、安全になり、駐車場もできてお車も停めていただいて、トイレもきれいになったというような、ポイントポイントで快適になっています。そして、見晴らしは上の方がいいですから、そのようなPRの仕方に余地はあるかと思います。

それでも、そこから外れるところが売れ残っているかも知れません。そのような分析によって、目標を少しずつでも決めて進めていけたらと思います。合葬式墓地への改葬により墓地をお返しいただくことが多くなり、そこを整備してまたご提供する数が多くなっていくのは想定どおりですが、人手は変わっていませんので、サイクルが2倍3倍になったからといって、その規模で整備して売り出して行けるかという点も難しいです。ただ、何か分析していけば、ずっと残っているところを思い切って駐車場にするなど、手法はあるのかもしれませんが、芦屋市霊園全体のご評価いただいている予算をしっかりと確保して、また、新しい世代の方にお示ししていくということが大事であると思っております。

〈天井委員〉

私は最初できたころから覚えておりますが、初めのころは墓地というよりは公園でした。車で来ても、ほとんど歩いていました。桜の名所でした。それが必要に迫られて、山の方に墓所を造っていくと、だんだんと勾配も急になって道幅も狭い、今の状態じゃないかと思うのです。昔は歩いて入口から回れておりました。

再募集をかけられて、取り合い、取り合いになっていますが、1番は希望した人に全て渡せるのがいいのでしょうけど、なかなかそこまではいかない。努力はなさっているとは思いますが。

霊園協力会の方も、よくあれだけのお金でされているなと思います。私も桜を切ってもらい、打てばすぐに響くようなかたちで、利用者本位でしていただいています。

〈事務局：谷川〉

ありがとうございます。

〈定雪委員長〉

芦屋市霊園は公園墓地ということで、緑が3分2以上です。都市計画によりそのような位置付けとなっています。ですから、自然がたくさん有って、それが良いのか悪いのか、近くの方はいろいろご不満の方もいらっしゃるのでしょうか。こちらは70年経っておりますので、つらい状況も出てきております。

〈守上委員〉

合葬式墓地開始から2年で1,500件の許可が出るということは、すぐに満杯になって足りなくなるのではないのでしょうか。

〈事務局：長良〉

こちらは土に還る墓地ではないので、ずっと増えていくことになりますから、いずれは満杯になるということが考えられます。昨年もお答えさせていただいていますが、4,500体は骨壺の大きさで計算をしています、実際はさらし袋に入れさせていただいて納骨していますので、かなり余裕があるというふうに考えています。近い将来5年10年で一杯になるということはありませんが、ただ50年とか、それ以上のスパンで考えると、やはり時代が変わりますから、もう1カ所合葬式墓地を造るなど考えていかなければならない時が来るかもしれません。

〈守上委員〉

2年で1,500件で4,500体しかキャパがなければ、10年のスパンではないですか。

〈事務局：長良〉

そうではないです。4,500体は骨壺の立方体の大きさで計算しています。さらし袋は骨壺の3分の1以下がどんどん積み重なっていきます。骨壺で4,500体としましたら、さらし袋では13,500袋ぐらい入ると考えていただいたら良いかと思います。

〈定雪委員長〉

設計上の計画とは実態が違うということですね。

〈天井委員〉

お骨を入れるときに、お骨を並べたその上に積み上げていくのですか。最初から床全面を使いながら納骨していったら、届かないですね。

〈事務局：谷川〉

さらし袋で奥から重ねていき、手前に寄っていくような形になります。

〈天井委員〉

今、合葬式墓地の納骨室の衛生状態はどうなっているのでしょうか。新しいお骨は大丈夫ですが、改葬のお骨だと土も来ますし、その土からバクテリアや虫などが出てきますので、納骨室がどうなっているのかが気になります。そういう意味だと、下がコンクリートよりは土の方がいいかなと思います。

今から土にするのは難しいでしょうからね。

〈事務局：谷川〉

設計の段階で底を土にするという話はあったのですが、合葬式墓地設置の場所自体が地下水の多いエリアです。また他市の合葬式墓地を視察させていただいたところ、コンクリートの箱の自治体が多かったので、コンクリートで施工させていただいております。衛生状態は良好で、何も気になるものは出てないです。

〈大上委員〉

この資料の4, 500体と1, 569件を並べると、どうしても、もう3分の1だと毎回みられるので、何かうまく処理、補足ができれば良いと思います。いつも見ていただいている委員の皆さんでも思うくらいですから、一般の市民の方などに情報を提供するとき、納骨可能数の計画上の数と使用許可件数を並べると、もう一杯になりそうだと思います。

〈事務局：長良〉

できるかどうか、お約束は難しいですけど、基本的には骨壺の体積で4, 500体分と計算をさせていただいていますので、奥行きから何mで、幅何m、高さ何mと分かれば体積が出ますので、おおよそ今、1, 569件で何百体分か、そのようなお示しができれば、おおよそ何%が使われているということが分かるかもしれません。ただ、さらし袋ですので、きれいにピシッといくとは思えないので、おおよその目安で約何体分とできればいいかと思います。そこの構想は考えさせていただきたいと思います。

〈大上委員〉

まだ暫くは空いてますよということが、合葬式墓地をご検討されている方に正しく伝われば良いと思います。

〈定雪委員長〉

今後の課題も含めましていろいろありましたが、諮問事項につきまして、お諮りしたいと思います。原案のとおりに決するということにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

〈定雪委員長〉

いろいろご意見が出ましたが、事務局としては今後の新たな検討の際に参考にしていただきたいと思います。それでは、最後にその他としまして、事務局から何かございますか。

〈事務局：長良〉

この会議が終わりましたら、議事録の作成に入りたいと思います。議事録の確認は、本来でしたら、委員の皆様にご確認していただくことだと思いますが、ご負担がかかると思いますので、委員長に一括してご確認いただくことを提案させていただきたいと思います。

〈定雪委員長〉

今の事務局の提案では、議事録の確認について、個々ではなくて、委員長に一任という提案でした。このようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

〈定雪委員長〉

これをもちまして、委員会を終了いたします。

円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。本日は、お疲れ様でした。